

平成30年10月18日

平成30年10月

能代市農業委員会委員会議

議事録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 30 年 10 月 18 日

午前 10 時 00 分

2. 場 所

能代市役所大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美		
3	平川 義市		
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏		
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
		19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	9	大高 富子
12	佐々木博子	13	金谷 和美
16	堀内 直富久		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	佐藤 義光
局長補佐	佐藤 英夫
局長補佐	柴田 新栄
主査	工藤 徹也

<p>6. 案 件 議 案 番 号 4 1 4 2 4 3 報告事項 1</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番高橋豊彦委員、9番大高富子委員、12番佐々木博子委員、13番金谷和美委員、16番堀内直富久委員の5名です。 19名中14名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号7番佐々木力委員と議席番号8番渋谷孝一委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、<b>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>を議題といたします。事務局の説明を願います。</p> <p><b>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたのでご提案いたします。</b> <b>所有権移転</b> 3件、譲渡人3人、譲受人3人、申請土地の面積は田が3,809.23㎡、畑が1,935㎡、計5,744.23㎡。 <b>使用貸借権設定</b> 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は畑のみで3,346㎡となっております。</p>

2ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申請土地は古屋布188、地目は畑で、面積1,935㎡、10a当たりの価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

**整理番号2** 申請土地は九郎左エ門笹台57、地目は田で、面積397㎡、価格は無償で、移転事由は経営拡張です。

**整理番号3** 申請土地は田床内字田床内15-1、地目は田で、面積1,165㎡ほか計3筆、3,412.23㎡、10a当たりの価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

**使用貸借権設定 整理番号4** 申請土地は大台野4-140、地目は畑で、面積1,487㎡、申請事由は経営移譲年金受給のため、設定期間は10年間です。

**整理番号5** 申請土地は大台野5-76、地目は畑で、面積488㎡ほか計2筆、1,859㎡、申請事由は経営移譲年金受給のため、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出**がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

3ページをご覧ください。

所有権移転、件数1件、譲渡人1人、譲受人1人、現況地目は畑1筆のみで1,588㎡になります。

使用貸借権設定、件数1件、貸人2人、借人1人、現況地目は田3筆のみで8,003㎡になります。

4ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1、申請土地は、字寿域長根45-1、現況地目は畑で、面積は1,588㎡、申請事由は、廃車置場及び従業員駐車場であり、都市計画区域内の第二種中高層住居専用区域であるため、第3種農地となっております。

場所については、5ページをご覧ください。

申請土地は、寿域長根にある能代中央自動車学校と能代観光株式会社の西側の隣接地になっております。

周囲の状況は、四方を住宅地で囲まれており、住宅化が進行している都市計画区域内の第二種中高層住居専用区域であるため、第3種農地と判断しております。

事業内容は、6ページをご覧ください。

申請人は、貸し切りバス、タクシー等の営業を行っている会社の会社役員ですが、廃車にしたバスや営業車輛の一時仮置場と従業員の駐車場が不足している状況のため、近隣の適地を探していたところ、会社敷地の隣接地になる今回の申請地が見つかったため、購入して利用したいという計画になっております。

事業費は、全額自己資金になっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

被害防除については、東側、西側には隣地ブロックが設けられ、北側、南側は柵を設ける予定になっており、境界はしっかりしております。また造成を行う際は、盛土、切土を行う予定はなく、近隣の住宅等に被害が及ばないように計画されております。

4ページにお戻りください。

使用貸借権設定、整理番号2、申請土地は、浅内字大山8-1外2筆、現況地目は田で、面積は田3筆16,909㎡の内8,003㎡、申請事由は、砂利採取のための一時転用となっており、農用地区域内農地になっております。場所については、7ページをご覧ください。

申請土地は、国道7号線のローソン能代浅内店のT字路を西側に曲がり、三種町道を約1.0km西側に進んでから、約1.5km北西側にある農地になります。

事業内容については、8ページをご覧ください。

申請人は、砂販売業ですが、今回の申請地は、平成29年9月21日付けで一時転用の砂採取の許可を受けており、申請内容は、2年間の許可期間で砂採取事業を終了する予定で、砂採取完了後は、緑地化を行う計画になっていました。

しかし、この2年間で砂採取事業が終わらないことが分かり、緑地化を行う計画も達成できない状況になったため、今回もう1年間残っている一時転用の許可期間を短縮して終了し、今後は、1年間の一時転用で砂採取を継続したいという申請になっております。

事業費は、全額自己資金になっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

被害防除については、境界はしっかりしており、近隣の農地等に被害が及ばないように計画されております。

砂採取の一時転用は、県の砂採取と同時許可になるため、県の担当者と連絡調整を図りながら、手続きを進めて行きたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。

茂呂誠委員

議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の報告をいたします。

10月5日（金）午前8時40分から、現地調査班第3班、9番：大高富子委員、10番：熊谷治委員、事務局2人と私の計5人で現地調査を行いました。

整理番号1と2の2件について、現地確認を行ったところ、整理番号1の現況地目は畑ですが、耕作されていない状態でした。

整理番号2は、砂採取のために一時転用を続けている場所で、昨年度からの継続案件になりますが、いずれの案件も境界等はしっかりしており、周囲の住宅や農地等に被害を及ぼすことのないことを確認いたしました。また、事前着工等はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長

事務局の説明と現地調査の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

議長

なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第43号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

**議案第43号 農用地利用集積計画**の提出がありましたのでご提案いたします。

**所有権移転** 3件、譲渡人3人、譲受人3人、申出土地の面積は田のみで9,460㎡となっております。

10ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申出土地は河戸川字西堂前40、地目は田で、面積347㎡ほか計3筆、3,265㎡、10a当たりの価格は■■■■、移転事由は経営拡張です。

**整理番号2** 申出土地は河戸川字中野134、地目は田で、面積1,031㎡ほか計4筆、4,124㎡、10a当たりの価格は■■■■、移転事由は小作地の取得です。

**整理番号3** 申出土地は飛根字新富根552、地目は田で、面積2,071㎡、価格は■■■■、移転事由は小作地の取得です。

以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。  
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・今後の行事予定について
- ・農地利用最適化交付金の活用に関する今後の進め方について
- ・秋田県農業委員会大会について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午前10時40分

議 長

議事録署名委員

7 番

8 番